

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）（抄）

新	旧
<p>第1 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成20年厚生労働省告示第273号。以下「特別療養費単位数表」という。）、<u>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表（以下「介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表（以下「地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表（以下「地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）</u>の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① （略）</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙1）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」</p>	<p>第1 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成20年厚生労働省告示第273号。以下「特別療養費単位数表」という。）、<u>介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</u>の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① （略）</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙1）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」（以下「体制状況一覧表」</p>

という。)、介護予防サービス事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)」(以下「体制状況一覧表」という。)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制状況一覧表」という。)に掲げる項目とする。

第2～第4 (略)

第5 体制状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

① (略)

② 「L I F Eへの登録」については、科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence (以下「L I F E」という。))の利用状況をいい、L I F Eの利用を開始している場合に「あり」と記載させること。

③ 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護、介護予防小規模多機能居宅介護(短期利用型)、介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は(別紙5-2)「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率

という。)、介護予防サービス事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)」(以下「体制状況一覧表」という。)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。)に掲げる項目とする。

第2～第4 (略)

第5 体制状況一覧表の記載要領について

1 各サービス共通事項

① (略)

(新設)

② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は(別紙5-2)「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率

の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

④ (略)

⑤ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙7)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

加えて、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)第1号ロ(1)(-)、第4号イ(1)(-)及び(三)、第4号ロ(1)(-)及び(三)、第5号イ(1)(-)及び(三)又は第8号ロ(1)のテクノロジーを導入する規定に該当する場合は、「(再掲)夜勤職員」に必要事項を記載の上、(別紙7)(別添)「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書」を添付させること。なお、当該届出にあたっては、「(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」(令和3年3月16日老高発0316第2号・老認発0316第5号)を参照されたい。

⑥ (略)

2 訪問介護

①・② (略)

③ 「特定事業所加算」における「特定事業所加算(V以外)」については、大臣基準告示第3号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。なお、(別紙10)「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)」を添付させること。

また、「特定事業所加算」における「特定事業所加算Ⅴ」については、大臣基準告示第3号ホに該当する場合は「あり」と記載させること。なお、(別紙10-2)「特定事業所加算(V)に係る届出書(訪問介護事業所)」を添付させること。

④ (略)

の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

③ (略)

④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙7)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業員の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

⑤ (略)

2 訪問介護

①・② (略)

③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第3号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。なお、(別紙10)「特定事業所加算に係る届出書(訪問介護事業所)」を添付させること。

④ (略)

⑤ 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）及び厚生労働大臣が定める地域第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和 3 年厚生労働省告示第 74 号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑥ （略）

⑦ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第 3 号の 2 イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第 4 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 73 号。以下「令和 3 年改正告示」という。）附則第 2 条によりなお従前の例によることとされた場合における同告示による改正前の大臣基準第 4 号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」、同号ホに該当する場合は「加算Ⅴ」と記載させること。

⑨ （略）

3 訪問入浴介護

①・② （略）

③ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

④ （略）

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑥ （略）

4 （略）

⑤ 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 24 号）及び厚生労働大臣が定める地域第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 54 号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑥ （略）

（新設）

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第 4 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」、同号ホに該当する場合は「加算Ⅴ」と記載させること。

⑧ （略）

3 訪問入浴介護

①・② （略）

（新設）

③ （略）

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑤ （略）

4 （略）

5 訪問リハビリテーション

- ①～③ (略)
(削る)

④ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、居宅サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Bロ」と記載した場合には「加算Aイ」「加算Aロ」「加算Bイ」にも記載したこととし、「加算Bイ」と記載した場合には「加算Aイ」にも記載したこととし、「加算Aロ」と記載した場合には「加算Aイ」にも記載したこととする。

⑤ 「移行支援加算」については、居宅サービス単位数表に「あり」と記載させること。また、(別紙17)「移行支援加算に係る届出」を添付させること。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑥を準用されたい。

6 (略)

7 通所介護

- ①・② (略)

③ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、利用延人員数が減少していることが分かる書類を添付させること。

- ④～⑥ (略)

⑦ 「入浴介助加算」については、大臣基準第14号の3イに該当する場合に「加算I」と、同号ロに該当する場合に「加算II」と記載させること。また、加算I又は加算IIいずれの場合にあっても、浴室部分の状況がわかる平面図等を添付させること。

- ⑧ (略)

⑨ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第15号の2イに該当する場合に「加算I」と、同号ロに該当する場合に「加算II」と記載させること。

⑩ 「個別機能訓練加算」については、大臣基準告示第16号イに該当する場合に「加算Iイ」と、同号ロに該当する場合に「加算Iロ」と記載させること。

5 訪問リハビリテーション

- ①～③ (略)

④ 「短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、居宅サービス単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算IV」と記載した場合には「加算I」「加算II」「加算III」にも記載したこととし、「加算III」と記載した場合には「加算I」「加算II」にも記載したこととし、「加算II」と記載した場合には「加算I」にも記載したこととする。

⑥ 「社会参加支援加算」については、居宅サービス単位数表に「あり」と記載させること。また、(別紙17)「社会参加支援加算に係る届出」を添付させること。

⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-3)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

6 (略)

7 通所介護

- ①・② (略)
(新設)

- ③～⑤ (略)

⑥ 「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。

- ⑦ (略)

⑧ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第15号の2に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑨ 「個別機能訓練体制I」については、大臣基準告示第16号イに該当する場合に、「あり」と記載させること。

(削る)

- ⑩ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、令和3年度以降に、居宅サービス単位数表注12に規定する加算について、通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合に「あり」と記載させること。
また、「ADL等維持加算Ⅲ」については、令和3年改正告示附則第5条によりなお従前の例によることとされた場合における同告示による改正前の大臣基準第16号の2イに該当する場合に「あり」と記載させること。また、(別紙19)「ADL維持等加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注15又は注16に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「口腔機能向上加算」については、居宅サービス単位数表注18に該当する場合に「あり」と記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ⑯ 「科学的介護推進体制加算」については、居宅サービス単位数表注19に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑰ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—3)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。
- 8 通所リハビリテーション
- ①・② (略)
- ③ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、通所介護と同様であるので、7③を準用されたい。
- ④ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7④を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制加算」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「入浴介助加算」については、通所介護と同様であるので、7⑦を準用

- ⑩ 「個別機能訓練体制Ⅱ」については、大臣基準告示第16号ロに該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑪ 「ADL維持等加算」については、大臣基準告示第16の2号イに該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙19)「ADL維持等加算に係る届出書」を添付させること。
なお、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、平成31年度以降に、指定居宅サービス介護給付費単位数表注11に規定する加算について、通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」と記載させること。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
(新設)
- ⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。
- 8 通所リハビリテーション
- ①・② (略)
(新設)
- ③ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7③を準用されたい。
- ④ 「リハビリテーション提供体制加算」については、居宅サービス単位数表注4に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用

されたい。

⑦ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5④を準用されたい。

(削る)

⑧ 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

⑨ 「生活行為向上リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑩ (略)

⑪ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注13又は注14に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「口腔機能向上加算」については、居宅サービス単位数表注16に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 「中重度者ケア体制加算」については、居宅サービス単位数表注19に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑭ 「科学的介護推進体制加算」については、居宅サービス単位数表注20に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑮ 「移行支援加算」については、居宅サービス単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。また、(別紙18)「移行支援加算に係る届出」を添付させること。

⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、7⑰を準用されたい。

⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

9 (略)

10 短期入所生活介護

①～⑤ (略)

⑥ 「生活相談員配置等加算」については、大臣基準告示第34号の3に該当する場合に、「あり」と記載させること。

されたい。

⑥ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5⑤を準用されたい。

⑦ 「短期集中個別リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注9に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。

⑨ 「生活行為向上リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑩ (略)

⑪ 「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注15に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ 「中重度者ケア体制加算」については、居宅サービス単位数表注18に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑭ 「社会参加支援加算」については、居宅サービス単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。また、(別紙18)「社会参加支援加算に係る届出」を添付させること。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

9 (略)

10 短期入所生活介護

①～⑤ (略)

⑥ 「生活相談員配置等加算」については、大臣基準告示第34号の2に該当する場合に、「あり」と記載させること。

- ⑦ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第 34 号の 4イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。
- ⑧ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 6に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ (略)
- ⑩ 「看護体制加算」については、施設基準第 12 号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハ又はニに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ホ又はヘに該当する場合に「加算Ⅳ」と記入させること。また、(別紙 9—2)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑪ (略)
- ⑫ 「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」については、夜勤職員基準第 1 号ハ(1)(ロ)ただし書又は(2)(ロ)ただし書に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、(別紙 22)「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」を添付すること。
- ⑬～⑮ (略)
- ⑯ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑰ 「サービス提供体制強化加算(単独型)」及び「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」については、(別紙 12—4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算(単独型)」と「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」についてそれぞれ、記載させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。なお、施設等の区分が「併設型・空床型」又は「併設型・空床ユニット型」である指定短期入所生活介護事業所の場合は、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」について該当するものを記載させること。
- ⑳ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合

- ⑦ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第 34 号の 3に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑧ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ (略)
- ⑩ 「看護体制加算」については、(別紙 9—2)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。
- ⑪ (略)
- ⑫ 「介護ロボットの導入」については、夜勤職員基準第 1 号ハ(1)(ロ)ただし書又は(2)(ロ)ただし書に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、(別紙 22)「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」を添付すること。
- ⑬～⑮ (略)
- ⑯ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第 42 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。
- ⑰ 「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」及び「サービス提供体制強化加算(空床型)」については、(別紙 12—6)「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。
なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」と「サービス提供体制強化加算(空床型)」についてそれぞれ、記載させること。
- ⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。
- ⑳ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合

は、②から④まで、⑦、⑧、⑩から⑬まで及び⑮から⑲までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① （略）

② 「人員配置区分」については、「介護老人保健施設Ⅰ」の場合は、施設基準第14号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「基本型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合は「在宅強化型」と記載させ、令和3年9月サービス提供分までは（別紙13—1—1）・令和3年10月サービス提供分以降は（別紙13—1—2）「介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設Ⅱ」又は「介護老人保健施設Ⅲ」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、と記載させ、（別紙13—2）「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算Ⅱに係る届出」を添付させること。

③～⑥ （略）

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成20年厚生労働省告示第274号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第8号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第9号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑧・⑨ （略）

⑩ 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、大臣基準告示第39号の3イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させ、令和3年9月サービス提供分までは（別紙13—1—1）・令和3年10月サービス提供分以降は（別紙13—1—2）「介護老人保健施設

は、②から④、⑦、⑧、⑩から⑬及び⑮から⑲については内容が重複するので、届出は不要とすること。

介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

11 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

① （略）

② 「人員配置区分」については、「介護老人保健施設Ⅰ」の場合は、施設基準第14号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「基本型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合は「在宅強化型」と記載させ、（別紙13）「介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設Ⅱ」又は「介護老人保健施設Ⅲ」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、と記載させ、（別紙13—2）「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算Ⅱに係る届出」を添付させること。

③～⑥ （略）

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第8号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第9号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑧・⑨ （略）

⑩ 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、大臣基準告示第39号の2号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させ、（別紙13）「介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を

設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。

⑪ （略）

⑫ 「特別療養費加算項目」については、特別療養費に係る施設基準等第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍管理指導」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑬・⑭ （略）

⑮ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑯を準用されたい。

⑲ （略）

12 短期入所療養介護（病院療養型）

①～⑪ （略）

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑬ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等（平成12年厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準」という。）第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍管理指導」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第9号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑭・⑮ （略）

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様で

添付させること。

⑪ （略）

⑫ 「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成20年厚生労働省告示第274号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍管理指導」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑬・⑭ （略）

⑮ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑯ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12—7)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑲ （略）

12 短期入所療養介護（病院療養型）

①～⑪ （略）

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑬ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成12年厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍管理指導」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第9号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑭・⑮ （略）

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様である

あるので、11⑨を準用されたい。

⑬ (略)

13 短期入所療養介護（診療所型）

①～⑧ (略)

⑨ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑩～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑨を準用されたい。

⑮ (略)

14 短期入所療養介護（認知症患者型）

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑨を準用されたい。

⑫ (略)

15 短期入所療養介護（介護医療院型）

①～⑨ (略)

⑩ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑨を準用されたい。

⑰ (略)

16 特定施設入居者生活介護

①～③ (略)

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 42 号の 2 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑤ 「入居継続支援加算」については、大臣基準告示第 42 号の 3イに該当

ので、3⑤を準用されたい。

⑬ (略)

13 短期入所療養介護（診療所型）

①～⑧ (略)

⑨ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑩～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑮ (略)

14 短期入所療養介護（認知症患者型）

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑫ (略)

15 短期入所療養介護（介護医療院型）

①～⑨ (略)

⑩ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用されたい。

⑪～⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑰ (略)

16 特定施設入居者生活介護

①～③ (略)

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 42 号の 2 に該当する場合に「減算型」と記載させること。

⑤ 「入居継続支援加算」については、居宅サービス単位数表注 5に該当す

する場合は「加算Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。また、(別紙 20)「入居継続支援加算に係る届出」を添付させること。

⑥ 「テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)」については、大臣基準告示第 42 号の 3 イ(2)ただし書に該当する場合は「あり」と記載させること。また、(別紙 20—2)「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」を添付させること。

⑦ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第 42 号の 4 イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

⑧ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注 7 の個別機能訓練加算(1)に係る基準に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるので、7 ⑪を準用されたい。

⑩ 「夜間看護体制」については、居宅サービス単位数表注 9 に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は(別紙 9)「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑪ 「若年性認知症入居者受入加算」については、居宅サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「科学的介護推進体制加算」については、居宅サービス単位数表注 14 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑬ (略)

⑭ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ⑦を準用されたい。

⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12—6)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 ⑧を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 44 号の 2 イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号口に該当する場合は「加算Ⅱ」と

する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑥ 「生活機能向上連携加算」については、居宅サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑧ 「夜間看護体制」については、居宅サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は(別紙 9)「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。

⑨ 「若年性認知症入居者受入加算」については、居宅サービス単位数表注 9 に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑩ (略)

⑪ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第 42 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号口に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、平成 27 年 9 月 30 日までの間にあっては、必要な研修の受講を申し込んでいる者がいる場合にあっては、受講申込書の写しを添付させること。

⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、居宅サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は(別紙 12—14)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2 ⑦を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 44 号の 2 イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号口に該当する場合は「加算Ⅱ」と

記載させること。

17 特定施設入居者生活介護（短期利用型）

①～③（略）

④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。

⑤ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑪を準用されたい。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑬を準用されたい。

⑨（略）

18 居宅介護支援

① 「情報通信機器等の活用等の体制」については、居宅介護支援単位数表イ注2に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙10-5)「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」を添付させること。

②・③（略）

④ 「特定事業所集中減算」については、大臣基準告示第83号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑤ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は、「加算A」と記載させること。なお、「特定事業所加算」のうち加算Ⅰ、加算Ⅱ及び加算Ⅲについては、(別紙10-3)「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を、加算Aについては、(別紙10-4)「特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

⑥ 「特定事業所医療介護連携加算」については、大臣基準告示第84条の2に該当する場合に、「あり」と記載させること。なお、(別紙10-3)「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

記載させること。

17 特定施設入居者生活介護（短期利用型）

①～③（略）

④ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。

⑤ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑭を準用されたい。

⑨（略）

18 居宅介護支援

(新設)

①・②（略）

(新設)

③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第84号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、同号ニに該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算Ⅳ」のいずれについても、(別紙10-2)「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

(新設)

⑦ 「ターミナルケアマネジメント加算」については、大臣基準告示第 85 号の 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、(別紙 10-3) 「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

19 介護福祉施設サービス

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第 47 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、施設基準第 47 号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～④ (略)

⑤ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 86 号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑥ 「安全管理体制」については、大臣基準告示第 86 号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑦ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、大臣基準告示第 86 号の 3 に該当しない場合に「なし」と記載させること。

⑧ 「日常生活継続支援加算」については、施設基準第 50 号に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙 16)「日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付すること。

⑨ 「テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)」については、施設基準第 50 号において準用する施設基準第 41 号イ(3)ただし書に該当する場合は「あり」と記載させること。また、(別紙 16-2)「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。

⑩・⑪ (略)

⑫ 「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑫を準用されたい。

④ 「ターミナルケアマネジメント加算」については、大臣基準告示第 85 号の 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、(別紙 10-2) 「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。

19 介護福祉施設サービス

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、施設基準第 47 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、施設基準第 47 号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型経過的小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～④ (略)

⑤ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 86 号に該当する場合に「減算型」と記載させること。
(新設)

(新設)

⑥ 「日常生活継続支援加算」については、施設基準第 50 号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

(新設)

⑦・⑧ (略)

⑨ 「介護ロボットの導入」については、夜勤職員基準第 5 号ロ(1)(三)ただし書又は(3)(三)ただし書に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、(別紙 22)「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」を添付すること。

⑬ (略)

⑭ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第 42 号の 4 イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

⑮ 「個別機能訓練加算」については、施設サービス単位数表注 12 の個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑯ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるので、7 ⑪を準用されたい。

⑰ (略)

⑱ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 15 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑲ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 16 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑳ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 17 に該当する場合に「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」と記載させること。

㉑ 「栄養マネジメント強化体制」については、大臣基準告示第 86 号の 4 に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、(別紙 11)「栄養マネジメント体制」に関する届出書を添付させること。

㉒・㉓ (略)

㉔ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表㉔に該当する場合で、(別紙 21)「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」の届出を行っていない場合には「加算Ⅰ」を、届出を行っている場合には「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙 9-4)「看取り介護体制に係る届出書」を添付させること。

㉕ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表㉕に該当する場合に「対応可」と記載させること。

㉖ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ⑦を準用されたい。

㉗ 「褥瘡マネジメント加算」については、大臣基準告示第 71 号の 2 イ又はロのいずれかに該当する場合に、「あり」と記載させること。また、(別紙 23)「褥瘡マネジメントに関する届出書」を添付させること。

㉘ 「排せつ支援加算」については、大臣基準告示第 71 号の 3 イからハまでのいずれかに該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑩ (略)

⑪ 「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第 42 号の 3 に該当する場合は「あり」と記載させること。

⑫ 「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑬ (略)

⑭ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 12 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑮ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 13 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑯ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 14 に該当する場合に「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」と記載させること。

⑰ 「栄養マネジメント体制」については、27 号告示第 12 号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙 11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑱・⑲ (略)

⑳ 「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表㉔に該当する場合で、(別紙 21)「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」の届出を行っていない場合には「加算Ⅰ」を、届出を行っている場合には「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙 9-4)「看取り介護体制に係る届出書」を添付させること。

㉑ 「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表㉕に該当する場合に「対応可」と記載させること。

㉒ 「認知症専門ケア加算」については、大臣基準告示第 42 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

㉓ 「褥瘡マネジメント加算」については、大臣基準告示第 71 号の 2 に該当する場合に、「あり」と記載させること。

(新設)

⑳ 「自立支援促進加算」については、大臣基準告示第 71 号の 4 に該当する場合に「あり」と記載させること。

㉑ 「科学的介護推進体制加算」については、大臣基準告示第 71 号の 5 イ又はロのいずれかに該当する場合に「あり」と記載させること。

㉒ 「安全対策体制」については、施設基準第 54 号の 3 に該当する場合は「あり」と記載させること。

㉓ (略)

㉔ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

㉕ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 88 号の 2 イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

20 介護老人保健施設

①～⑤ (略)

⑥ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 89 号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑦ 「安全管理体制」については、大臣基準告示第 89 号の 2 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑧ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、大臣基準告示第 89 号の 3 に該当しない場合に「なし」と記載させること。

⑨・⑩ (略)

⑪ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑫～⑮ (略)

⑯ 「栄養マネジメント強化体制」については、大臣基準告示第 90 号の 2 に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、(別紙 11)「栄養マネジメント体制に関する届出書」を添付させること。

⑰ (略)

⑱ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。

⑲ (略)

㉑ 「リハビリ計画書情報加算」については、施設サービス単位数表ネに該当する場合に、「あり」と記載させること。

㉒ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様である

(新設)

(新設)

(新設)

㉔ (略)

㉕ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

㉖ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 88 号の 2 イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

20 介護老人保健施設

①～⑤ (略)

⑥ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 89 号に該当する場合に「減算型」と記載させること。

(新設)

(新設)

⑦・⑧ (略)

⑨ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑬を準用すること。

⑩～⑬ (略)

⑭ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑮ (略)

⑯ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉑を準用すること。

⑰ (略)

(新設)

⑱ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様である

ので、19⑰を準用されたい。

- ⑳ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉘を準用されたい。
- ㉑ 「自立支援促進加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉙を準用されたい。
- ㉒ 「科学的介護推進体制加算」については、大臣基準告示第 92 号の 2 イ又はロのいずれかに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ㉓ 「安全対策体制」については、施設基準第 61 号の 2 に該当する場合は「あり」と記載させること。
- ㉔ (略)
- ㉕ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ㉖ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。
- 21 介護療養型医療施設（病院療養型）
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 95 号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「移行計画の提出状況」については、施設サービス単位数注 7 に該当しない場合に「あり」と記載させること。また、(別紙 25)「介護療養型医療施設の移行に係る届出」を添付させること。
- ⑩ 「安全管理体制」については、大臣基準告示第 95 号の 2 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑪ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、大臣基準告示第 96 号の 2 に該当しない場合に「なし」と記載させること。
- ⑫～⑭ (略)
(削る)
- ⑮～⑰ (略)
- ⑱ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準第 10 号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ㉑ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。
- ㉒ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、

ので、19㉓を準用されたい。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ⑱ (略)
- ㉑ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ㉒ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。
- 21 介護療養型医療施設（病院療養型）
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 95 号に該当する場合に「減算型」と記載させること。
- (新設)
- (新設)
- ⑨～⑪ (略)
- ⑫ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。
- ⑬～⑮ (略)
- ⑯ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準第 10 号に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ㉑ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉒を準用すること。
- (新設)

19⑳を準用すること。

㉑ 「安全対策体制」については、施設基準第 65 号の 3 に該当する場合は「あり」と記載させること。

㉒ (略)

㉓ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

㉔ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

22 介護療養型医療施設（診療所型）

①～⑤ (略)

⑥ 「移行計画の提出状況」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑨を準用されたい。

⑦ 「安全管理体制」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑩を準用されたい。

⑧ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑪を準用されたい。

⑨ (略)

⑩ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑭を準用されたい。

(削る)

⑪～⑬ (略)

⑭ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑱を準用されたい。

⑮ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。

⑯ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉘を準用すること。

⑰ 「安全対策体制」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21㉔を準用されたい。

⑱ (略)

⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

㉒ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様である

(新設)

⑱ (略)

⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑳ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

22 介護療養型医療施設（診療所型）

①～⑤ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

⑥ (略)

⑦ 「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑭を準用されたい。

⑧ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑨～⑪ (略)

⑫ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑱を準用されたい。

⑬ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉘を準用すること。

(新設)

(新設)

⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様である

ので、3⑥を準用されたい。

23 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

①～⑦（略）

⑧ 「移行計画の提出状況」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑨を準用すること。

⑨ 「安全管理体制」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、21⑩を準用されたい。

⑩ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、21⑪を準用されたい。

（削る）

⑪・⑫（略）

⑬ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑬を準用されたい。

⑭ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用すること。

⑮ 「安全対策体制」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21㉑を準用されたい。

⑯（略）

⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

24 介護医療院

①～⑤（略）

⑥ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第100号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑦ 「安全管理体制」については、大臣基準告示第100号の2に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑧ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、大臣基準告示第100号の3に該当しない場合に「なし」と記載させること。

⑨（略）

⑩ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

ので、3⑤を準用されたい。

23 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

①～⑦（略）

（新設）

（新設）

（新設）

⑧ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑨・⑩（略）

⑪ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、21⑱を準用されたい。

（新設）

（新設）

⑫（略）

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

24 介護医療院

①～⑤（略）

⑥ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第100号に該当する場合に「減算型」と記載させること。

（新設）

（新設）

⑦（略）

⑧ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑪ 「栄養マネジメント強化体制」については、大臣基準告示第104号に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、(別紙11)「栄養マネジメント体制に関する届出書」を添付させること。

⑫～⑭ (略)

⑮ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設(病院療養型)と同様であるので、21⑮を準用されたい。

⑯ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。

⑰ (略)

(削る)

⑱ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑳を準用されたい。

⑲ 「自立支援促進加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉑を準用されたい。

⑳ 「科学的介護推進体制加算」については、介護老人保健施設と同様であるので、20㉒を準用されたい。

㉑ 「安全対策体制」については、施設基準第68号の7に該当する場合は「あり」と記載させること。

㉒ (略)

㉓ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

㉔ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

25 介護予防訪問入浴介護

①・② (略)

③ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3④を準用されたい。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

⑨ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑰を準用すること。

⑩～⑫ (略)

⑬ 「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設(病院療養型)と同様であるので、21⑯を準用されたい。

⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉑を準用すること。

⑮ (略)

⑯ 移行定着支援加算については、施設サービス単位数表ムに該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

⑰ (略)

⑱ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑲ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

25 介護予防訪問入浴介護

①・② (略)

(新設)

③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

26 (略)

27 介護予防訪問リハビリテーション

①～③ (略)
(削る)

④ (略)

⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5⑥を準用されたい。

28 (略)

29 介護予防通所リハビリテーション

①・② (略)
(削る)

③～⑤ (略)

⑥ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハ又はニに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦ 「口腔機能向上加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表トに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨ 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、27④を準用されたい。

⑩ 「科学的介護推進体制加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表リに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、8⑩を準用されたい。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑥を準用されたい。

⑭ (略)

30 (略)

31 介護予防短期入所生活介護

①～⑦ (略)

26 (略)

27 介護予防訪問リハビリテーション

①～③ (略)

④ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合には「あり」と記載させること。

⑤ (略)

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5⑦を準用されたい。

28 (略)

29 介護予防通所リハビリテーション

①・② (略)

③ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、27④を準用されたい。

④～⑥ (略)

⑦ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑩ 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、27⑤を準用されたい。

(新設)

⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、8⑬を準用されたい。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑭ (略)

30 (略)

31 介護予防短期入所生活介護

①～⑦ (略)

⑧ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注6に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨～⑫ (略)

⑬ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑯を準用されたい。

⑰ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで、⑦、⑧、⑩及び⑫から⑭までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

⑱ (略)

32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

①～③ (略)

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第187条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

⑤～⑪ (略)

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑬・⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑯を準用されたい。

⑰・⑱ (略)

33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

⑧ 「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨～⑫ (略)

⑬ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑰ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④、⑦、⑧、⑩及び⑫から⑭については内容が重複するので、届出は不要とすること。

また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。

なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。

⑱ (略)

32 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

①～③ (略)

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第145条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

⑤～⑪ (略)

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑬・⑭ (略)

⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑰・⑱ (略)

33 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①～⑪ (略)

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑬～⑮ (略)

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑱を準用されたい。

⑱・⑲ (略)

34 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

①～⑧ (略)

⑨ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑩～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑱を準用されたい。

⑮ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑫までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑯ (略)

35 介護予防短期入所療養介護（認知症患者型）

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑱を準用されたい。

⑫・⑬ (略)

36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）

① 「施設等の区分」については、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものうち、介護予防サービス介護給付費単位数表7ホ(1)に該当する場合は「I型介護医療

①～⑪ (略)

⑫ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑬～⑮ (略)

⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑱・⑲ (略)

34 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

①～⑧ (略)

⑨ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑩～⑫ (略)

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑮ 「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④、⑥及び⑧から⑫については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑯ (略)

35 介護予防短期入所療養介護（認知症患者型）

①～⑨ (略)

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑫・⑬ (略)

36 介護予防短期入所療養介護（介護医療院型）

① 「施設等の区分」については、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものうち、居宅サービス単位数表7ホ(1)に該当する場合は「I型介護医療院」と、同項ホ(2)に該当す

院」と、同項ホ(2)に該当する場合は「Ⅱ型介護医療院」と、同項ホ(3)に該当する場合は「特別介護医療院」と記載させること。また、介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ホ(4)に該当する場合は「ユニット型Ⅰ型介護医療院」と、同項ホ(5)に該当する場合は「ユニット型Ⅱ型介護医療院」と、同項ホ(6)に該当する場合は「ユニット型特別介護医療院」と記載させること。

②～⑨ (略)

⑩ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪～⑬ (略)

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑮ 「介護職員等特定処遇改善加算」については短期入所生活介護と同様であるので、11⑯を準用されたい。

⑯ (略)

37 介護予防特定施設入居者生活介護

①～③ (略)

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第119号の3に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑤ 「生活機能向上連携加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑦を準用されたい。

⑥ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。

⑦ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。

⑧ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑨ 「科学的介護推進体制加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑬を準用されたい。

⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。

⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様である

る場合は「Ⅱ型介護医療院」と、同項ホ(3)に該当する場合は「特別介護医療院」と記載させること。また、介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ホ(4)に該当する場合は「ユニット型Ⅰ型介護医療院」と、同項ホ(5)に該当する場合は「ユニット型Ⅱ型介護医療院」と、同項ホ(6)に該当する場合は「ユニット型特別介護医療院」と記載させること。

②～⑨ (略)

⑩ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑯を準用されたい。

⑪～⑬ (略)

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑮ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、3⑤を準用されたい。

⑯ (略)

37 介護予防特定施設入居者生活介護

①～③ (略)

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第119号の2に該当する場合に「減算型」と記載させること。

⑤ 「生活機能向上連携加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑥を準用されたい。

⑥ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑦を準用されたい。

⑦ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。

⑧ 「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。

(新設)

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様である

ので、3⑥を準用されたい。

⑬ (略)

38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①～⑤ (略)

⑥ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3④を準用されたい。

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については、大臣基準告示第 48 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、令和 3 年改正告示附則第 2 条によりなお従前の例によることとされた場合における同告示による改正前の大臣基準第 48 号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」、同号ホに該当する場合は「加算Ⅴ」と記載させること。

⑨ (略)

39 夜間対応型訪問介護

①・② (略)

③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

⑤ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3④を準用されたい。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

40 地域密着型通所介護

①・② (略)

③ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 5 に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、利用延人員数が

ので、3⑤を準用されたい。

⑫ (略)

38 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①～⑤ (略)

(新設)

⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-12)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑧ (略)

39 夜間対応型訪問介護

①・② (略)

(新設)

(新設)

(新設)

③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-8)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

40 地域密着型通所介護

①・② (略)

(新設)

減少していることが分かる書類を添付させること。

- ④ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7④を準用されたい。
- ⑤ (略)
- ⑥ 「生活相談員配置等加算」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。
- ⑦ 「入浴介助加算」については、通所介護と同様であるので、7⑦を準用されたい。
- ⑧ 「中重度者ケア体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。
- ⑨ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑨を準用されたい。
- ⑩ 「個別機能訓練加算」については、大臣基準告示第 51 号の 4 イに該当する場合に「加算 I イ」と、同号ロに該当する場合に「加算 I ロ」と記載させること。
(削る)
- ⑪ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」及び「ADL維持等加算Ⅲ」については、通所介護と同様であるので、7⑪を準用されたい。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 17又は注 18に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「口腔機能向上加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 20に該当する場合に「あり」と記載させること。
(削る)
- (削る)
- ⑯ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑯を準用されたい。
- ⑰ 「サービス提供体制強化加算」については、地域密着型通所介護においては通所介護と同様であるので7⑰を、療養通所介護においては訪問看護

- ③ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7③を準用されたい。
- ④ (略)
- ⑤ 「生活相談員配置等加算」については、通所介護と同様であるので、7⑤を準用されたい。
- ⑥ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。
- ⑦ 「中重度者ケア体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑦を準用されたい。
- ⑧ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。
- ⑨ 「個別機能訓練体制Ⅰ」については、大臣基準告示第 51 号の 3 イに該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑩ 「個別機能訓練体制Ⅱ」については、大臣基準告示第 51 号の 3 ロに該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑪ 「ADL維持等加算」については、通所介護と同様であるので、7⑪を準用されたい。
- ⑫・⑬ (略)
- ⑭ 「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑮ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 12に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑯ 「個別送迎体制強化加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑰ 「入浴介助体制強化加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 14に該当する場合に「あり」と記載させ、浴室部分の状況が分かる「平面図」を添付させること。
(新設)
- ⑱ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-4)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

と同様であるので4⑥を準用されたい。

⑬ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

41 認知症対応型通所介護

①・② (略)

③ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、利用延人員数が減少していることが分かる書類を添付させること。

④ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7④を準用されたい。

⑤ 「入浴介助加算」については、通所介護と同様であるので、7⑦を準用されたい。

⑥ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑨を準用されたい。

⑦ 「個別機能訓練加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8の個別機能訓練加算(1)に係る基準に該当する場合に、「あり」と記載させること

⑧ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるので、7⑪を準用されたい。

⑨ (略)

⑩ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注11又は注12に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑪ 「口腔機能向上加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注14に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑫ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。

⑬ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、7⑲を準用されたい。

⑭ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑲ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑳ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

41 認知症対応型通所介護

①・② (略)

(新設)

③ 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、7③を準用されたい。

④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。

⑤ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。

⑥ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注6に該当する場合に、「あり」と記載させること。

(新設)

⑦ (略)

⑧ 「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-9)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑮ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

42 小規模多機能型居宅介護

①・② (略)

③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

⑤・⑥ (略)

⑦ 「看取り連携体制加算」については、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4の下に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧・⑨ (略)

⑩ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。

⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-5)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）

①・② (略)

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑩を準用されたい。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑦ 一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

42 小規模多機能型居宅介護

①・② (略)

(新設)

(新設)

③・④ (略)

⑤ 「看取り連携体制加算」については、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表4のへに該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥・⑦ (略)

(新設)

⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-10)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

43 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）

①・② (略)

(新設)

③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-10)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、42⑧で添付されていれば、不要である。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

(新設)

44 認知症対応型共同生活介護

- ① 「施設等の区分」については、地域密着型サービス基準第 90 条第 9 項に規定するサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下この①及び第 5 の 45①において「サテライト型事業所」という。）でないもののうち、施設基準第 31 号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。また、サテライト型事業所であるもののうち、施設基準第 31 号イに該当する場合は「サテライト型Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「サテライト型Ⅱ型」と記載させること。
- ② （略）
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第 90 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。
- ④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 58 号の 3 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「3 ユニットの事業所が夜勤職員を 2 人以上とする場合」については、指定地域密着型サービス基準第 90 条第 1 項ただし書に該当する場合であって、3 ユニットの事業所が夜勤職員を 2 人以上 3 人未満にする場合に「あり」と記載させること。
- ⑥・⑦ （略）
- ⑧ 「利用者の入院期間中の体制」については、大臣基準告示第 58 号の 4 に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑨ 「看取り介護加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 8 に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑩ 「医療連携体制加算」については、施設基準第 34 号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。
- ⑪ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。
- ⑫ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。
- ⑬ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-6)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑭ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看

44 認知症対応型共同生活介護

- ① 「施設等の区分」については、施設基準第 31 号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。
- ② （略）
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第 90 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。
- ④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 58 号の 2 に該当する場合に「減算型」と記載させること。
(新設)
- ⑤・⑥ （略）
- ⑦ 「利用者の入院期間中の体制」については、大臣基準告示第 58 号の 3 に該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ⑧ 「看取り介護加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 7 に該当する場合に、「あり」と記載させること。
- ⑨ 「医療連携体制」については、施設基準第 34 号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。
- ⑩ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用すること。
(新設)
- ⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙 12-11)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。
- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦

護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

15 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① 「施設等の区分」については、サテライト型事業所でないもののうち、施設基準第31号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。また、サテライト型事業所であるもののうち、施設基準第31号ハに該当する場合は「サテライト型Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「サテライト型Ⅱ型」と記載させること。

②・③ （略）

④ 「3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、44⑤を準用されたい。

⑤・⑥ （略）

⑦ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、44⑩を準用されたい。

⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑬を準用されたい。

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑪ （略）

46 地域密着型特定施設入居者生活介護

①・② （略）

③ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第60号の3に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

④ （略）

⑤ 「テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係）」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑥を準用されたい。

⑥ 「生活機能向上連携加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑦を準用されたい。

⑦ 「個別機能訓練加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。

⑧ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であ

を準用されたい。

⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

45 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① 「施設等の区分」については、施設基準第31号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。

②・③ （略）

（新設）

④・⑤ （略）

⑥ 「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、44⑨を準用されたい。

⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑩を準用されたい。

⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑨ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑩ （略）

46 地域密着型特定施設入居者生活介護

①・② （略）

③ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第60号の2に該当する場合に「減算型」と記載させること。

④ （略）

（新設）

⑤ 「生活機能向上連携加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑥を準用されたい。

⑥ 「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑦を準用されたい。

（新設）

るので、7⑩を準用されたい。

- ⑨ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。
- ⑩ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑪を準用されたい。
- ⑪ 「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑬を準用されたい。
- ⑫ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。
- ⑬ 「科学的介護推進体制加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。
- ⑭ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑮を準用されたい。
- ⑮ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 62 号の 2イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）

- ① （略）
- ② 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。
- ③ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。
- ④ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。
- ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、46⑯を準用されたい。

48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ① （略）
- ② 「人員配置区分」については、施設基準第 38 号ロに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載させるこ

⑦ 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。

- ⑧ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。
- ⑨ 「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑩を準用されたい。
- ⑩ 「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑪を準用されたい。
(新設)

⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。

- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第 62 号の 2イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

47 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）

- ① （略）
- ② 「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑧を準用されたい。
- ③ 「若年性認知症入居者受入加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑨を準用されたい。
- ④ 「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、16⑫を準用されたい。
- ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、46⑯を準用されたい。

48 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ① （略）
- ② 「人員配置区分」については、施設基準第 38 号ロ又はハに該当する場合には「経過施設」と、それ以外の場合は「経過施設以外」と記載さ

と。

- ③・④ (略)
- ⑤ 「安全管理体制」については、大臣基準告示第 63 号の 2 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑥ 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」については、大臣基準告示第 63 号の 3 に該当しない場合に「なし」と記載させること。
- ⑦ (略)
- ⑧ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 63 号に該当しない場合に「減算型」と記載させること。
- ⑨ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑧を準用されたい。
- ⑩ 「テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑨を準用されたい。
- ⑪ 「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑩を準用されたい。
- ⑫ (略)
- ⑬ 「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑫を準用されたい。
- ⑭ (略)
- ⑮ 「生活機能向上連携加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑭を準用すること。
- ⑯ 「個別機能訓練加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 12 の個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑰ 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるので、7⑰を準用されたい。
- ⑱ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑱を準用すること。
- ⑲ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 15 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑳ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注 16 に該当する場合に「あり」と記載させること。

せること。

- ③・④ (略)
- (新設)
- (新設)
- ⑤ (略)
- ⑥ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 63 号に該当する場合に「減算型」と記載させること。
- ⑦ 「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑥を準用されたい。
- (新設)
- ⑧ 「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑦を準用されたい。
- ⑨ (略)
- ⑩ 「介護ロボットの導入」については、夜勤職員基準第 4 号ハ(1)㊦ただし書又は(3)㊦ただし書に該当する場合は「あり」と記載すること。なお、(別紙 22)「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」を添付すること。
- ⑪ (略)
- ⑫ 「生活機能向上連携加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑪を準用すること。
- ⑬ 「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 10 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- (新設)
- ⑭ 「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19⑬を準用すること。
- ⑮ 「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 12 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑯ 「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注 13 に該当する場合に「あり」と記載させること。

- ②① 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 17 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ②② 「栄養マネジメント強化体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②①を準用すること。
- ②③ (略)
- ②④ 「配置医師緊急時対応加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②③を準用すること。
- ②⑤ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②④を準用すること。
- ②⑥ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表タに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ②⑦ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表レに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ②⑧ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用すること。
- ②⑨ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②⑦を準用されたい。
- ③⑩ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②⑧を準用されたい。
- ③⑪ 「自立支援促進加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19②⑨を準用されたい。
- ③⑫ 「科学的介護推進体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19③⑩を準用されたい。
- ③⑬ 「安全対策体制」については、大臣基準告示第 45 号の 2 に該当する場合は「あり」と記載させること。
- ③⑭ (略)
- ③⑮ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ③⑯ (略)
- 49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ①～③ (略)
- ④ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。
- ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状

- ①⑦ 「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 14 に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ①⑧ 「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19①⑦を準用すること。
- ①⑨ (略)
- ①⑩ 「配置医師緊急時対応加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19①⑨を準用すること。
- ①⑪ 「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19①⑩を準用すること。
- ①⑫ 「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ソに該当する場合に「対応可」と記載させること。
- ①⑬ 「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ツに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ①⑭ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19①⑫を準用すること。
- ①⑮ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19①⑬を準用されたい。
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ①⑯ (略)
- ①⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ①⑱ (略)
- 49 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ①～③ (略)
- (新設)
- (新設)

況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

- ⑥ (略)
- ⑦ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ト又はチに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「口腔機能向上加算」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヌに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨～⑪ (略)
- ⑫ 「褥瘡マネジメント加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉗を準用されたい。
- ⑬ 「排せつ支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、19㉘を準用されたい。
- ⑭ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。
- ⑮ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑪を準用されたい。
- ⑯ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ⑰ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。
- 50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）
- ①・② (略)
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。
- ④ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-13)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、49⑧で添付されていれば、不要である。
- ⑤ 「介護職員処遇改善加算」については複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、49⑮を準用されたい。
- ⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。
- ⑦ 一体的に運営がされている「複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

51 介護予防認知症対応型通所介護

④ (略)
(新設)

(新設)

⑤～⑦ (略)
(新設)

(新設)

(新設)

⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-13)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

50 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）

①・② (略)
(新設)

③ 「サービス提供体制強化加算」については、(別紙12-13)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、49⑧で添付されていれば、不要である。

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
(新設)

51 介護予防認知症対応型通所介護

- ① (略)
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、7④を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、共用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
- ④ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注3に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、利用延人員数が減少していることが分かる書類を添付させること。
- ⑤ 「入浴介助加算」については、通所介護と同様であるので、7⑦を準用されたい。
- ⑥ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑨を準用されたい。
- ⑦ 「個別機能訓練加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41⑦を準用されたい。
- ⑧ (略)
- ⑨ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注10又は注11に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑩ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑪ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。
- ⑫ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるので、41⑬を準用されたい。
- ⑬ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

- ① (略)
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、7③を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、共用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
(新設)
- ④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。
- ⑤ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。
- ⑥ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41⑥を準用されたい。
- ⑦ (略)
- ⑧ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑨ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。
(新設)
- ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるので、41⑩を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑮ (略)

52 介護予防小規模多機能型居宅介護

①・② (略)

③ 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑤を準用されたい。

④ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

⑤ (略)

⑥ 「総合マネジメント体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので42⑨を準用されたい。

⑦ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。

⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑪を準用されたい。

⑨ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑪ (略)

53 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）

① 「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、42①を準用されたい。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、介護予防小規模多機能型居宅介護と同様であるため、52②を準用されたい。

③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用されたい。

④ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑪を準用されたい。

⑤ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑬ (略)

52 介護予防小規模多機能型居宅介護

①・② (略)

(新設)

(新設)

③ (略)

④ 「総合マネジメント体制強化加算」については、大臣基準告示第125号に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

⑤ 「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑧を準用されたい。

⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑦ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑧ (略)

(新設)

⑦ 一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

54 介護予防認知症対応型共同生活介護

①・② （略）

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第 70 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 127 号の 3 に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑤ 「3 ユニットの事業所が夜勤職員を 2 人以上とする場合」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第 70 条第 1 項ただし書に該当する場合であって、3 ユニットの事業所が夜勤職員を 2 人以上 3 人未満にする場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑥を準用されたい。

⑦ （略）

⑧ 「利用者の入院期間中の体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑧を準用されたい。

⑨ 「認知症専門ケア加算」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑩ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、7⑩を準用されたい。

⑪ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑬を準用されたい。

⑫ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。

⑭ （略）

55 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① （略）

53 介護予防認知症対応型共同生活介護

①・② （略）

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第 70 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。

④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第 127 号の 2 に該当する場合に「減算型」と記載させること。
(新設)

⑤ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑤を準用されたい。

⑥ （略）

⑦ 「利用者の入院期間中の体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑦を準用されたい。

⑧ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用すること。
(新設)

⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑪を準用されたい。

⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。

⑫ （略）

54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

① （略）

- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、44②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、44③を準用されたい。
- ④ 「3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合」については、介護予防認知症対応型共同生活介護と同様であるため、54⑤を準用されたい。
- ⑤ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑥を準用されたい。
- ⑥ (略)
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑩を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑨を準用されたい。
- ⑩ (略)

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

- (1) (略)
- (2) 届出項目について
 - (別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス(独自)及び通所型サービス(独自)について示しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び通所型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サービス」という。)については、市町村において様式を定めること。
- (3) 体制等状況一覧表の記載要領について
 - 1 共通事項
 - ① 「L I F Eへの登録」については、L I F Eの利用状況をいい、L I F Eの利用を開始している場合に「あり」と記載させること。
 - ② 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常

- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)と同様であるため、45②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)と同様であるため、45③を準用されたい。
(新設)
- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑤を準用されたい。
- ⑤ (略)
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑩を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、38⑧を準用されたい。
- ⑨ (略)

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

- (1) (略)
- (2) 届出項目について
 - (別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)について示しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び通所型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サービス」という。)については、市町村において様式を定めること。
- (3) 体制等状況一覧表の記載要領について
 - 1 共通事項
 - (新設)
 - ① 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常

生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙 27)「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ③ サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

(削る)

2. 訪問型サービス (独自)

①・② (略)

③ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38⑧を準用されたい。

④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑨を準用されたい。

(削る)

生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙 27)「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ② サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2. 訪問型サービス (みなし)

① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑤を準用されたい。

② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。
また、「規模に関する状況」については、第5の2⑥を準用されたい。

③ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。

④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添1の1のル(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ル(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

3. 訪問型サービス (独自)

①・② (略)

③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。

④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問型サービス (みなし)と同様であるので、2④を準用されたい。

4. 通所型サービス (みなし)

① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。

② 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑬を準用されたい。

③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のロに該当する場合に「あり」と記載させること。

3 通所型サービス（独自）

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス基準第 97 条に定める基準をみなさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- ② （略）
- ③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）別表単位数表（以下「介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位数表」という。）2 ロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「運動器機能向上体制」については、介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位数表 2 ハに該当する場合に「あり」と記載させること。

- ④ 「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のヘに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「事業所評価加算（申出）の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第 5 の 27⑤を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑩を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙 29）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。
- ⑩ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑧を準用されたい。
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第 5 の 2 ⑦を準用されたい。
- ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のヲ(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ヲ(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

5 通所型サービス（独自）

- ① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 の注 2 に関する欠員該当職種を記載させること。
- ② （略）
- ③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のロに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のハに該当する場合に「あり」と記載させること。

- ⑤ 「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表2ホ又はヘに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上加算」については、介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表2トに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表2チに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「事業所評価加算（申出）の有無」については、介護予防通所リハビリテーションと同様であるので、第5の29⑨を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑰を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙29）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。
- ⑩ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑨を準用されたい。
- ⑪ 「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑱を準用されたい。
- ⑫ 「介護職員処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38⑧を準用されたい。
- ⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第5の38⑨を準用されたい。

- ⑤ 「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2のヘに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑧ 「事業所評価加算（申出）の有無」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の27⑤を準用されたい。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑱を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙29）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。
- ⑩ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑧を準用されたい。
（新設）
- ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。
- ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については通所型サービス（みなし）と同様であるので、4⑫を準用されたい。

13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携	特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	/
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり		
			看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ（イ及びロの場合） 2 加算Ⅱ（イ及びロの場合） 5 加算Ⅰ（ハの場合） 3 加算Ⅱ（ハの場合）					
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院	特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	/
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 3 加算Aイ 6 加算Aロ 4 加算Bイ 7 加算Bロ		
			移行支援加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
31	居宅療養管理指導		特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	/
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		

15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし 2 あり		
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり		
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり		
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算Ⅲ	1 なし 2 あり		
			認知症加算	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり		
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) A 通常規模の事業所(介護医療院) 5 大規模の事業所(I)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(I)(介護老人保健施設) B 大規模の事業所(I)(介護医療院) 6 大規模の事業所(II)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(II)(介護老人保健施設) C 大規模の事業所(II)(介護医療院)	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	1 なし 2 あり
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし 2 あり	
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			リハビリテーション提供体制加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 3 加算AⅠ 6 加算AⅡ 4 加算BⅠ 7 加算BⅡ	
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
			移行支援加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ 6 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり		
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり		
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ		
			看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ		
			医療連携強化加算	1 なし 2 あり		
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
			テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養食加算	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算 (単独型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり		
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 リハビリテーション提供体制 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり		

22	短期入所療養介護	9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
			併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

23	短期入所療養介護	A C 病院経過型 ユニット型病院経過型	2 3 I型 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 7 加算 III	
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算 I の届出状況	1 なし 2 あり					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II					
23	短期入所療養介護	2 診療所型	1 3 4 2 I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 7 加算 III	
				併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算 I の届出状況	1 なし 2 あり	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	

23	短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 設備基準 1 基準型 2 減算型 食堂の有無 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり リハビリテーション提供体制 1 精神科作業療法 2 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

2A	短期入所療養介護	1	I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 重度認知症患者療養体制加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり
		2	II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 重度認知症患者療養体制加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり

2A	短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

2A	短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準（廊下） 1 基準型 2 減算型 療養環境基準（療養室） 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 重度認知症患者療養体制加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準（廊下） 1 基準型 2 減算型 療養環境基準（療養室） 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 重度認知症患者療養体制加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス 利用型	職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 入居継続支援加算 テクノロジーの導入 （入居継続支援加算関係） 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 ADL維持等加算〔申出〕の有無 夜間看護体制 若年性認知症入居者受入加算 科学的介護推進体制加算 看取り介護加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
27	特定施設入居者生活介護 （短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況 夜間看護体制 若年性認知症入居者受入加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
17	福祉用具貸与			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所 加算（規模に関する状況）	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当	1 なし 2 あり	/
43	居宅介護支援			情報通信機器等の活用等の体制 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所 加算（規模に関する状況） 特定事業所集中減算 特定事業所加算 特定事業所医療介護連携加算 ターミナルケアマネジメント加算	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	/

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経過的小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 経過的ユニット型小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型		
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり		
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり		
			テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり		
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
			テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし 2 あり		
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり		
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり		
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり		
			障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり		
			療養食加算	1 なし 2 あり		
			配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり		
			看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり		
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり		
			自立支援促進加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
安全対策体制	1 なし 2 あり					
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				リハビリ計画書情報加算	1 なし 2 あり	
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
				科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

52	介護保健施設サービス	5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
			特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導	
			療養体制維持特別加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
			療養体制維持特別加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他	
			リハビリ計画書情報加算	1 なし 2 あり	
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
			自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
安全対策体制	1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				

52	介護保健施設サービス	9 介護保健施設 (IV) A ユニット型介護保健施設 (IV)	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				

53	介護療養施設サービス	1	病院療養型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				移行計画の提出状況	1 なし 2 あり	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

53	介護療養施設サービス	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				移行計画の提出状況	1 なし 2 あり	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				移行計画の提出状況	1 なし 2 あり	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

53	介護療養施設サービス	2 診療所型	1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型	入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				移行計画の提出状況	1 なし 2 あり	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

53	介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 移行計画の提出状況 安全管理体制 栄養ケア・マネジメントの実施の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 排せつ支援加算 安全対策体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 7 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 なし 2 あり	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 移行計画の提出状況 安全管理体制 栄養ケア・マネジメントの実施の有無 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 排せつ支援加算 安全対策体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 7 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 なし 2 あり	

55	介護医療院サービス	1	I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 あり
					職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
					身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
					安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
					栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
					療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型	
					療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
					栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
					療養食加算	1 なし 2 あり	
					特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
					リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
					認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
					認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II	
					重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II	
					排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
					自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
					科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
					安全対策体制	1 なし 2 あり	
					サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V						
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II						

55	介護医療院サービス	2	II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	1 なし 2 あり
					職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
					身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
					安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
					栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
					療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型	
					療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
					栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
					療養食加算	1 なし 2 あり	
					特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
					リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
					認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
					認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II	
					重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II	
					排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
					自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
					科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
					安全対策体制	1 なし 2 あり	
					サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V						
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II						

55	介護医療院サービス	3	特別介護医療院	1 2	I型 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり
						職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
						身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
						安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
						栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
						療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
						療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
						若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
						栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
						療養食加算	1 なし 2 あり	
						認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
						重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
						サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	
						介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
						介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

55	介護医療院サービス	4	ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 Ⅰ型(Ⅰ) 2 Ⅰ型(Ⅱ)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり
					職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
					ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
					安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
					栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
					療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型	
					療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
					栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
					療養食加算	1 なし 2 あり	
					特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
					リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
					認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
					認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
					重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
					排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
					自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
					科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
					安全対策体制	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ						
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ						
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ						

55	介護医療院サービス	5	ユニット型Ⅱ型介護医療院	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり	
				自立支援促進加算	1 なし 2 あり	
				科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	
				安全対策体制	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

55	介護医療院サービス	6	ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型	1 なし 2 あり
					職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員	
					ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
					身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型	
					安全管理体制	1 減算型 2 基準型	
					栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	
					療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
					療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
					若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
					栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	
					療養食加算	1 なし 2 あり	
					認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
					重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
					サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 7 加算 III	
					介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II						

15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ
			個別機能訓練加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算Ⅲ	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence)) への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」(令和3年9月サービス提供分までは別紙13-1-1、令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙13-2)を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-3)又は「介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4)を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6)を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」(別紙14)を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)」(別紙15)を添付して下さい。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
- 10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
- 11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-2)を添付してください。
- 12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例) ー「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等
- 13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 14 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 15 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙11)を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
- 18 「看護体制加算(短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-2)を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4)を添付してください。
- 20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算(Ⅰ)～(Ⅳ)」は「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10)」を、「加算(Ⅴ)」は「特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書」(別紙10-2)を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-6)までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
(1) 看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
(2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員(病院において従事するものを除く。)、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-3）を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-4）を添付してください。

また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」（別紙10-5）を添付してください。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）のいずれかを添付してください。

29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙17）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」（別紙18）を添付

30 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「重度認知症患者療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症患者療養体制加算に係る届出」（別紙24）を添付してください。

31 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」（別紙25）を添付してください。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 （別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

66	介護予防通所 リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	1 なし 2 あり	/					
			生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり							
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり							
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり							
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり							
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり							
			選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり							
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり							
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり							
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ 6 加算Ⅲ							
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ							
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ							
			24	介護予防短期入所生活介護			1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
								職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可										
共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり										
生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり										
生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ										
機能訓練指導体制	1 なし 2 あり										
個別機能訓練体制	1 なし 2 あり										
若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり										
送迎体制	1 対応不可 2 対応可										
療養食加算	1 なし 2 あり										
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ										
サービス提供体制強化加算 (単独型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ										
サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ										
併設本体施設における介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり										
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ										
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ										

25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり

25	介護予防短期入所療養介護	9 A	介護老人保健施設（Ⅳ） ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士		
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり		
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
				療養食加算	1 なし 2 あり		
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
				併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	1 なし 2 あり		
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 5 6 3 7 4	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
		6 ユニット型病院療養型	1 2 3	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり

26	介護予防短期入所療養介護	A C	病院経過型 ユニット型病院経過型	2 3	I型 II型	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準 1 基準型 2 減算型 医師の配置基準 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり	
		2	診療所型	1 3 4 2	I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型	設備基準 1 基準型 2 減算型 食堂の有無 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり	

26	介護予防短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 設備基準 1 基準型 2 減算型 食堂の有無 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり リハビリテーション提供体制 1 精神科作業療法 2 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

2B	介護予防短期入所療養介護	1	I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり
		2	II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 4 加算V 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり

2B	介護予防短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

2B	介護予防短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準（廊下） 1 基準型 2 減算型 療養環境基準（療養室） 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
		6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準（廊下） 1 基準型 2 減算型 療養環境基準（療養室） 1 基準型 2 減算型 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ 併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況 1 なし 2 あり 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 介護職員等特定処遇改善加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり	

35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス 利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
				生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	/
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（令和3年9月サービス提供分までは別紙13-1-1、令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2）又は「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出」（別紙13-2）を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」（別紙13-3）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-4）を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-5）又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-6）を添付してください。
- 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 7 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 8 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 9 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙8-2）を添付してください。
- 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 11 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 12 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（(1)が優先する。）

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 介護予防短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- 6 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし 2 あり		
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可		
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり		
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり		
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり		
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算Ⅲ	1 なし 2 あり		
			認知症加算	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり		
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ(イの場合) 5 加算Ⅱ(イの場合) 7 加算Ⅲ(イの場合) 8 加算Ⅲイ(ロの場合) 4 加算Ⅲロ(ロの場合)		
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし 2 あり		
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可		
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり		
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ 6 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			看取り連携体制加算	1 なし 2 あり		
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり		
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当					
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型 3 サテライト型I型 4 サテライト型II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者		
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
			3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	1 なし 2 あり		
			夜間支援体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可		
			看取り介護加算	1 なし 2 あり		
			医療連携体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III		
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型 3 サテライト型I型 4 サテライト型II型	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II		
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者		
			3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	1 なし 2 あり		
			夜間支援体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			医療連携体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算I 3 加算II		

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
			入居継続支援加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	1 なし 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可		
			若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり		
			看取り介護加算	1 なし 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可		
			若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型 介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型 地域密着型介護老人福祉施設	1 経過的施設以外 2 経過的施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員		
				安全管理体制	1 減算型 2 基準型		
				栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	1 なし 2 あり		
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
				身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり		
				テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	1 なし 2 あり		
				看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり		
				看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり		
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
				テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし 2 あり		
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
				生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
				個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり		
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり		
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり		
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり		
				障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり		
				療養食加算	1 なし 2 あり		
				配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり		
				看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可		
				小規模拠点集集体制	1 なし 2 あり		
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり		
				排せつ支援加算	1 なし 2 あり		
				自立支援促進加算	1 なし 2 あり		
科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり						
安全対策体制	1 なし 2 あり						
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ						
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ						
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ						

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			訪問看護体制減算	1 なし 2 あり		
			サテライト体制	1 基準型 2 減算型		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり		
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり		
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり		
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり		
			看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり		
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり		
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり		
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

74	介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし 2 あり		
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可		
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ		
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり		
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ 6 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり		
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型 3 サテライト型I型 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 利用者の入院期間中の体制 認知症専門ケア加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型 3 サテライト型I型 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 1 なし 2 あり 1 なし 6 加算I 5 加算II 7 加算III 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V 1 なし 2 加算I 3 加算II	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり

78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ
			個別機能訓練加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算Ⅲ	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり
科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり			
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり

73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			看取り連携体制加算	1 なし 2 あり
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり
			68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当			
77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			訪問看護体制減算	1 なし 2 あり
			サテライト体制	1 基準型 2 減算型
			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり
			看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
74	介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			入浴介助加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり

75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり
			科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を添付してください。
- 5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙8-3）を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 7 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 8 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 9 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 10 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 11 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 12 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を添付してください。
- 13 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 15 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。
- 16 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。
- 17 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。
- 18 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）のいずれかを添付してください。
- 19 「褥瘡マネジメント加算加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等				LIFEへの登録	割引									
A2 訪問型サービス(独自)			特別地域加算	1	なし	2	あり	1	なし	2	あり						
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1	非該当	2	該当										
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1	非該当	2	該当										
			介護職員処遇改善加算	1	なし	6	加算Ⅰ					5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ
			介護職員等特定処遇改善加算	4	加算Ⅴ												
			1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ									
A6 通所型サービス(独自)			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員	1	なし	2	あり				
			若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり										
			生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり										
			運動器機能向上体制	1	なし	2	あり										
			栄養アセスメント・栄養改善体制	1	なし	2	あり										
			口腔機能向上加算	1	なし	2	あり										
			選択的サービス複数実施加算	1	なし	2	あり										
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり										
			サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰ	4	加算Ⅱ					6	加算Ⅲ		
			生活機能向上連携加算	1	なし	3	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ								
			科学的介護推進体制加算	1	なし	2	あり										
			介護職員処遇改善加算	1	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ					2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ
				4	加算Ⅴ												
			介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ								

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称					
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	指定居宅サービス			1新規 2変更 3終了		
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了			
介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了			
施設	介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了		
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了		
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了		
	介護医療院			1新規 2変更 3終了		
介護保険事業所番号						
医療機関コード等						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別添のとおり				

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書<基準該当事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市 (ビルの名称等)							
	連絡先	電話番号		FAX番号					
	法人である場合その種別		法人所轄庁						
	代表者の職・氏名	職名		氏名					
事業所の状況	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市							
	フリガナ 事業所・施設の名称								
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市							
	連絡先	電話番号		FAX番号					
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 —) 県 都市							
届出を行う事業所の状況	連絡先	電話番号		FAX番号					
	管理者の氏名								
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市							
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	登録年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める率 (市町村記載)
	基準該当 居室 サービス	訪問介護		1新規	2変更	3終了			%
	訪問入浴介護		1新規	2変更	3終了			%	
	通所介護		1新規	2変更	3終了			%	
	短期入所生活介護		1新規	2変更	3終了			%	
	福祉用具貸与		1新規	2変更	3終了			%	
	居室介護支援		1新規	2変更	3終了			%	
	介護予防訪問入浴介護		1新規	2変更	3終了			%	
	介護予防短期入所生活介護		1新規	2変更	3終了			%	
	介護予防福祉用具貸与		1新規	2変更	3終了			%	
	介護予防支援		1新規	2変更	3終了			%	
基準該当事業所番号									
登録を受けている市町村									
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変更前				変更後				
関係書類		別添のとおり							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「市町村が定める率」欄には、全国共通の介護報酬額に対する市町村が定める率を記載してください。
- 8 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 9 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号	
------	--

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
 <地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>
 令和 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名称									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
	法人である場合その種別				法人所轄庁					
	代表者の職・氏名	職名				氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市								
事業所の状況	フリガナ 事業所・施設の名称									
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市								
	連絡先	電話番号				FAX番号				
	管理者の氏名									
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める単位の有無 (市町村記載)	
	夜間対応型訪問介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	地域密着型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	療養通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	地域密着型特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	複合型サービス			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	介護予防認知症対応型通所介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	介護予防小規模多機能型居宅介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
	介護予防認知症対応型共同生活介護			1新規	2変更	3終了			1有	2無
居宅介護支援			1新規	2変更	3終了					
介護予防支援			1新規	2変更	3終了					
地域密着型サービス事業所番号等										
指定を受けている市町村										
介護保険事業所番号	(指定を受けている場合)									
既に指定等を受けている事業										
医療機関コード等										
特記事項	変更前					変更後				
関係書類	別添のとおり									

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙4)

令和 年 月 日

知事 殿

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 全国共通の介護報酬額に対して定める率

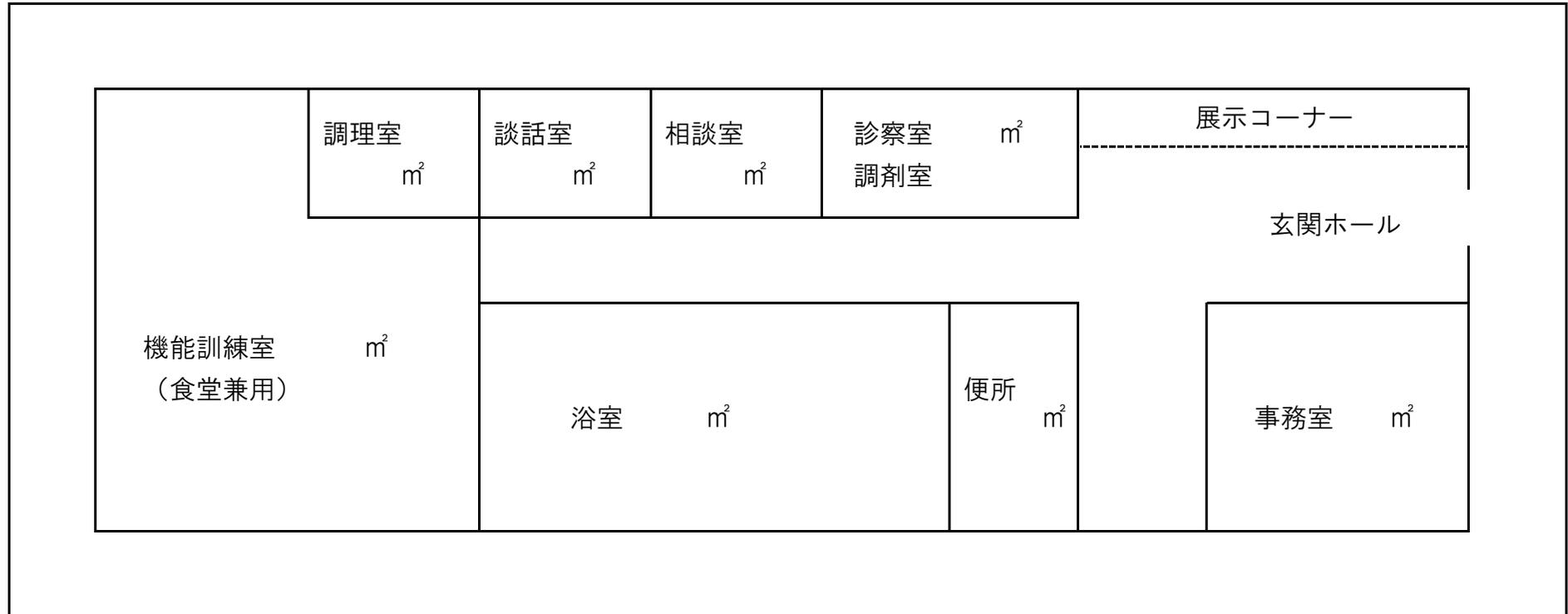
項 目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額 に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	%
	訪問入浴介護	%
	通所介護	%
	短期入所生活介護	%
	福祉用具貸与	%
特例介護予防サービス費	介護予防訪問入浴介護	%
	介護予防短期入所生活介護	%
	介護予防福祉用具貸与	%
特例居宅介護サービス計画費		%
特例介護予防サービス計画費		%

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙6)

平面図

事業所・施設の名称		「該当する体制等 ー	」
-----------	--	------------	---



- 備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

- 備考1 ＊欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。
 - 3 届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。
(記載例1—勤務時間 ①8:30～17:00、②16:30～1:00、③0:30～9:00、④休日)
(記載例2—サービス提供時間 a 9:00～12:00、b 13:00～16:00、c 10:30～13:30、d 14:30～17:30、e 休日)
※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。
 - 4 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
 - 5 常勤換算が必要なものについては、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
 - 6 短期入所生活介護及び介護老人福祉施設について、テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）を適用する場合においては、「(再掲)夜勤職員」欄に記載してください。「1日の夜勤の合計時間」は、夜勤時間帯に属する勤務時間（休憩時間を含む）の合計数を記入してください。また、別添の「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を添付してください。
 - 7 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
 - 8 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
 - 9 各事業所・施設において使用している勤務割表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等）により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 3 短期入所生活介護
	2 地域密着型介護老人福祉施設

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用	有・無						
② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用	有・無						
③ 導入機器							
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> </tr> </table>		名称		製造事業者		用途	
名称							
製造事業者							
用途							
④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施							
i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置	有・無						
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	有・無						
iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）	有・無						
iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）	有・無						
v 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	有・無						
vi 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	有・無						
⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	有・無						

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 ④ i の委員会には夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

(別紙8)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設等の区分	1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届出項目	1 緊急時(介護予防)訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制		

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

保健師		人	常勤	人	非常勤	人
看護師		人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る体制の届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有・無
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有・無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	有・無

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

看護体制強化加算に係る届出書 ((介護予防)訪問看護事業所)

○ 訪問看護事業所

事業所名	異動等区分		1 新規	2 変更	3 終了	
届出項目	1 看護体制強化加算 (I) 2 看護体制強化加算 (II)					
1 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上		有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人			
2 特別管理加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上		有・無
	②	①のうち特別管理加算(I)又は(II)を算定した実利用者数	人			
3 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上		有・無
4 看護職員の割合	①	指定訪問看護を提供する従業員数 (常勤換算法)	人	→ ①に占める ②の割合が 60%以上		有・無
	②	①のうち看護職員の人数 (常勤換算法)	人			

○ 介護予防訪問看護事業所

事業所名	異動等区分		1 新規	2 変更	3 終了	
届出項目	1 看護体制強化加算					
1 緊急時介護予防訪問看護加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上		有・無
	②	①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を算定した実利用者数	人			
2 特別管理加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上		有・無
	②	①のうち特別管理加算(I)又は(II)を算定した実利用者数	人			
3 看護職員の割合	①	指定訪問看護を提供する従業員数 (常勤換算法)	人	→ ①に占める ②の割合が 60%以上		有・無
	②	①のうち看護職員の人数 (常勤換算法)	人			

備考 看護体制強化加算に係る体制を敷いている場合について提出してください。

看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事業所名	異動等区分		1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 看護体制強化加算（Ⅰ） 3 訪問看護体制減算	2 看護体制強化加算（Ⅱ） 4 サテライト体制未整備減算			

○ 看護体制強化加算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 80%以上	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		
4 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上	有・無
5 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている					有・無

○ 訪問看護体制減算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 5%未満	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ サテライト体制未整備減算に係る届出内容

1 訪問看護体制減算の届出状況	①	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所における訪問看護体制減算の届出	有・無
	②	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問看護体制減算の届出	有・無

(別紙9)

夜間看護体制に係る届出書

事業所名	
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

夜間看護体制加算に係る届出内容

看護職員の状況

保健師	常勤	人
看護師	常勤	人
准看護師	常勤	人

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。	有・無

看護体制加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了		
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設	
届出項目	1 看護体制加算 (I) イ	2 看護体制加算 (I) ロ	
	3 看護体制加算 (II) イ	4 看護体制加算 (II) ロ	

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員	人	入所者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

看取り介護体制に係る届出書

事業所名		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了	
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設

看取り介護体制に関する届出内容

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有・無
③ 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	有・無
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有・無
⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	有・無
⑥ 配置医師緊急時対応加算の算定体制の届出をしている。	有・無
⑦ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	有・無

看取り介護体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 看取り介護体制に関する届出内容（看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通）

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有・無
② 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	有・無
③ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有・無
④ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	有・無
⑤ 夜間看護体制加算の届出をしている。	有・無

特定事業所加算（V）に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
------	--	-------	------	------	------

<p>〔体制要件〕</p> <p>(1) 個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。</p> <p>(2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的で開催している。</p> <p>(3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。</p> <p>(4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。</p> <p>(5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。</p> <p>〔人材要件〕</p> <p>勤続年数の状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>常勤換算 職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>訪問介護員等の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ ①に占める②の割合が30%以上</p>				常勤換算 職員数	①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人	②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>
		常勤換算 職員数									
①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人									
②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人									

備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 特定事業所加算(Ⅰ) 2 特定事業所加算(Ⅱ) 3 特定事業所加算(Ⅲ) 4 特定事業所医療介護連携加算 5 ターミナルケアマネジメント加算

<p>1. 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)に係る届出内容</p> <p>届出項目が「1 特定事業所加算(Ⅰ)」の場合は(1)を、「2 特定事業所加算(Ⅱ)」及び「3 特定事業所加算(Ⅲ)」の場合は(2)を記載すること。</p> <p>(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名を配置している。 (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (3) 介護支援専門員の配置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%;">介護支援専門員</td> <td style="width: 30%;">常勤専従</td> <td style="width: 40%;">人</td> </tr> </table> <p>(4) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。 (5) 24時間常時連絡できる体制を整備している。 (6) 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上 (7) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。 (8) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (9) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。 (10) 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無 (11) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合 40件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 45件以上の有無 (12) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無 (13) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 (14) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している</p>	介護支援専門員	常勤専従	人	<p>有・無 有・無</p> <p>有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無</p>
介護支援専門員	常勤専従	人		
<p>2. 特定事業所医療介護連携加算に係る届出内容</p> <p>(1) 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である。 (2) ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。 (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している。</p>	<p>有・無 有・無 有・無</p>			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

<p>3. ターミナルケアマネジメント加算に係る届出内容</p> <p>(1) ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。</p>	<p>有・無</p>
---	------------

特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)

事業所名	
連携先事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

<p>特定事業所加算(A)に係る届出内容</p> <p>(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。</p> <p>(2) 介護支援専門員の配置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>非常勤</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。</p> <p>(4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可)</p> <p>(5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可)</p> <p>(6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。</p> <p>(7) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。</p> <p>(8) 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無</p> <p>(9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(I)を算定している場合 40件以上の有無 ②居宅介護支援費(II)を算定している場合 45件以上の有無</p> <p>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)</p> <p>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</p> <p>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している</p>	介護支援専門員	常勤専従	人	介護支援専門員	非常勤	人	<p>有・無</p>
介護支援専門員	常勤専従	人					
介護支援専門員	非常勤	人					

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

(別紙10-5)

情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

<p>1. 情報通信機器 (AI含む) の活用</p> <p>(1) 活用の有無</p> <table border="1"><tr><td>有 ・ 無</td></tr></table> <p>(2) 具体的な活用方法・製品名</p> <table border="1"><tr><td></td></tr></table> <p>(3) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容</p> <table border="1"><tr><td></td></tr></table> <p>2. 事務職員の配置</p> <p>(1) 配置の有無</p> <table border="1"><tr><td>有 ・ 無</td></tr></table> <p>(2) 配置状況</p> <table border="1"><tr><td>① 常勤 ・ 非常勤</td><td></td></tr><tr><td>② 1週間の勤務日数</td><td>日/週</td></tr><tr><td>③ 1日あたりの勤務時間数</td><td>時間/日</td></tr></table> <p>(3) 業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容</p> <table border="1"><tr><td></td></tr></table>	有 ・ 無			有 ・ 無	① 常勤 ・ 非常勤		② 1週間の勤務日数	日/週	③ 1日あたりの勤務時間数	時間/日	
有 ・ 無											
有 ・ 無											
① 常勤 ・ 非常勤											
② 1週間の勤務日数	日/週										
③ 1日あたりの勤務時間数	時間/日										

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 施設種別	1 (介護予防)訪問入浴介護	2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 夜間対応型訪問介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。		有・無 有・無 有・無

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が25%以上			
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人	

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が60%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が50%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① 従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。

備考3 従業者とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
((介護予防) 訪問看護、 (介護予防) 訪問リハビリテーション、療養通所介護)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 訪問看護 2 (介護予防) 訪問リハビリテーション 3 療養通所介護
4 届出項目	(訪問看護、訪問リハビリテーション) 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (療養通所介護) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ

5 研修等に関する状況 (訪問看護のみ)	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的実施すること。	有・無

6 勤続年数の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有・無
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有・無
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
		② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有・無	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人		

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有・無
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人	
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有・無
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
		② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有・無	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人		

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、
 地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 通所介護 2 (介護予防)通所リハビリテーション 3 地域密着型通所介護 4 (介護予防)認知症対応型通所介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
	又は ①に占める③の割合が25%以上		有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の 総数（常勤換算）	人		

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数 （常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常 勤換算）	人	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
〔（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、介護老人福祉施設、
地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院〕

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1（介護予防）短期入所生活介護（ア 単独型 イ 併設型 ウ 空床利用型） 2（介護予防）短期入所療養介護 3 介護老人福祉施設 4 地域密着型介護老人福祉施設 5 介護老人保健施設 6 介護療養型医療施設 7 介護医療院
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が80%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
介護福祉士等の 状況	又は ①に占める③の割合が35%以上		有・無
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士 の総数（常勤換算）	人	
サービスの質の 向上に資する 取組の状況	※（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院は記載		

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上		有・無
	① 看護・介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 施設種別	1 (介護予防)小規模多機能型居宅介護		2 看護小規模多機能型居宅介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
	3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。		有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。		有・無

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 従業者(看護師又は准看護師である者を除く(※))の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。		
	又は ①に占める③の割合が25%以上		有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人		

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 従業者(看護師又は准看護師である者を除く(※))の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。			

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 従業者(看護師又は准看護師である者を除く(※))の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。			
常勤職員の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① 従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあつた場合には、速やかに提出すること。

備考2 従業者とは、小規模多機能型居宅介護における小規模多機能型居宅介護従業者、看護小規模多機能型居宅介護における看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 [(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護]

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が70%以上	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人						
又は ①に占める③の割合が25%以上	<table border="1"> <tr> <td>③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人	有・無			
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人						
サービスの質の向上に資する取組の状況	※(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は記載						

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人						

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人						
常勤職員の状況	①に占める②の割合が75%以上	<table border="1"> <tr> <td>① 介護職員の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人						
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上	<table border="1"> <tr> <td>① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> </table>	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	人	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	有・無
	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人						

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 備考2 認知症対応型共同生活介護については、常勤職員の状況の「介護職員」は、「看護・介護職員」と読み替えるものとする。

6 介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容			
① 基本型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有・無
	②	退所時指導等の実施(注25)	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施(注26)	有・無
② 在宅強化型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有・無
	②	退所時指導等の実施(注25)	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施(注26)	有・無
	④	地域に貢献する活動の実施	有・無
	⑤	充実したリハビリテーションの実施(注27)	有・無
7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容			
① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	有・無
	③	地域に貢献する活動の実施	有・無
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上	有・無

- 注1：当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
注2：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注3：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
注4：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護もしくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
注5：分母(②-③の値)が0の場合、④は0%とする。
注6：入所者とは、毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
注7：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。
また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
注8：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者数に含まれる。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
注9：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。
また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注10：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
注11：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
注12：分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
注13：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。
また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注14：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
注15：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
注16：分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
注17：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。
注18：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
注19：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
注20：毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
注21：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
① 入所者及び家族の処遇上の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
注22：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する種目の人数に含めること。
注23：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
注24：過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
注25：退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
注26：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
注27：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。
※ この届出は令和3年9月サービス提供分まで使用可能です。令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2を使用してください。

介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（在宅強化型）	2 介護老人保健施設（基本型）
4 届出項目	1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） （介護老人保健施設（基本型）のみ）	2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） （介護老人保健施設（強化型）のみ）

5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況	A 在宅復帰率				在宅復帰・在宅療養支援等指標	
	①	前6月間における居宅への退所者の延数（注1,2,3,4）	人	④ $\frac{①}{②-③} \times 100$ （注5）	→ 50%超	20
	②	前6月間における退所者の延数（注3,4）	人		→ 30%超50%以下	10
	③	前6月間における死亡した者の総数（注3）	人		→ 30%以下	0
	B ベッド回転率					
	①	直近3月間の延入所者数（注6）	人	④ $\frac{30.4 \div ① \times (②+③) \div 2 \times 100}{100}$	→ 10%以上	20
	②	直近3月間の新規入所者の延数（注6,7）	人		→ 5%以上10%未満	10
	③	直近3月間の新規退所者数（注8）	人		→ 5%未満	0
	C 入所前後訪問指導割合					
	①	前3月間における新規入所者のうち、入所前後訪問指導を行った者の延数（注9,10,11）	人	④ $① \div ② \times 100$ （注12）	→ 30%以上	10
	②	前3月間における新規入所者の延数（注11）	人		→ 10%以上30%未満	5
	D 退所前後訪問指導割合					
	①	前3月間における新規退所者のうち、退所前後訪問指導を行った者の延数（注13,14,15）	人	④ $① \div ② \times 100$ （注16）	→ 30%以上	10
②	前3月間における居宅への新規退所者の延数（注15）	人	→ 10%以上30%未満		5	
E 居宅サービスの実施状況						
①	前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数（注17）			→ 3サービス → 2サービス（訪問リハビリテーションを含む） → 2サービス（訪問リハビリテーションを含まない） → 1サービス以下	5 3 1 0	
F リハ専門職員の配置割合						
①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注18）	時間	⑤ $① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	→ 5以上かつ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置（注19）	5	
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間（注18,20）	時間		→ 5以上	3	
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 3以上5未満	2	
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日		→ 3未満	0	
G 支援相談員の配置割合						
①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注22）	時間	⑤ $① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	→ 3以上	5	
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間（注20）	時間		→ 2以上3未満	3	
③	前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 2未満	0	
④	前3月間の延日数	日				
H 要介護4又は5の割合						
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	③ $① \div ② \times 100$	→ 50%以上	5	
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日		→ 35%以上50%未満 → 35%未満	3 0	
I 喀痰吸引の実施割合						
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数（注23,24）	人	③ $① \div ② \times 100$	→ 10%以上	5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満 → 5%未満	3 0	
J 経管栄養の実施割合						
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数（注23,25）	人	③ $① \div ② \times 100$	→ 10%以上	5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満 → 5%未満	3 0	
<p>上記評価項目（A～J）について、項目に応じた「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の合計値を記入</p>					合計	↓

6 介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容

① 基本型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有・無
	②	退所時指導等の実施(注26)	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)	有・無
	④	医師の詳細な指示の実施(注28)	有・無
② 在宅強化型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有・無
	②	退所時指導等の実施(注26)	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)	有・無
	④	医師の詳細な指示の実施(注28)	有・無
	⑤	地域に貢献する活動の実施	有・無
	⑥	充実したリハビリテーションの実施(注29)	有・無

7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容

① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	有・無
	③	地域に貢献する活動の実施	有・無
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上	有・無

- 注1：当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
 注2：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
 注3：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
 注4：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注5：分母(②-③の値)が0の場合、④は0%とする。
 注6：入所者とは、毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注7：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
 注8：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者数には含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
 注9：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。
 注10：退所後当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
 注11：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
 注12：分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
 注13：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。
 注14：退所後当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
 注15：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
 注16：分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
 注17：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する数地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類を含む。
 注18：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
 注19：常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100で乗じた数が0.2以上であること。
 注20：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
 注21：毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注22：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
 ① 入所者及び家族の処遇との相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
 注23：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。
 注24：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
 注25：過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
 注26：退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、14日以内)に、当該施設の従業員が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
 注27：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
 注28：医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。
 注29：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（療養型） (削除)
4 届出項目	1 療養体制維持特別加算（Ⅱ） （介護老人保健施設（療養型）のみ）

5 介護老人保健施設（療養型）に係る届出内容																																	
① 新規入所者の状況（注）	① 前12月の新規入所者の総数 人																																
	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数 人																																
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数 人																																
	④ (①に占める②の割合) - (①に占める③の割合) % → 35%以上 有・無																																
② 入所者・利用者の利用状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前々々月末</th> <th>前々月末</th> <th>前月末</th> <th>平均</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 前3月の入所者及び利用者の総数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td rowspan="5">3月間の平均 又は 20%以上</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ①に占める②の割合</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ ①に占める④の割合</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		前々々月末	前々月末	前月末	平均		① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人		3月間の平均 又は 20%以上	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人		③ ①に占める②の割合	%	%	%	%	④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者	人	人	人		⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%
		前々々月末	前々月末	前月末	平均																												
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人		3月間の平均 又は 20%以上																											
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人																													
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%																												
④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者	人	人	人																														
⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%																													
有・無																																	

6 療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出内容																																	
① 入所者及び利用者の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前々々月末</th> <th>前々月末</th> <th>前月末</th> <th>平均</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 前3月の入所者及び利用者の総数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> <td rowspan="5">3月間の平均 かつ 50%以上</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ①に占める②の割合</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ ①に占める④の割合</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		前々々月末	前々月末	前月末	平均		① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人		3月間の平均 かつ 50%以上	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人		③ ①に占める②の割合	%	%	%	%	④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人		⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%
		前々々月末	前々月末	前月末	平均																												
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人		3月間の平均 かつ 50%以上																											
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人																													
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%																												
④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人																														
⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%																													
有・無																																	

注：当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。
 ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分（注1）	1 介護療養型医療施設（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型A） 2 介護療養型医療施設（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型B） 3 介護療養型医療施設（ユニット型）療養型、看護6:1、介護5:1、療養機能強化型） 4 介護療養型医療施設（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型A） 5 介護療養型医療施設（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型B）

4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容			
① 重度者の割合	①	前3月間の入院患者等の総数	人
	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注2）	人
	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注2）	人
	④	②と③の和	人
	⑤	①に占める④の割合	%
② 医療処置の実施状況	①	前3月間の入院患者等の総数	人
	②	前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注3・4）	人
	③	前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注3・5）	人
	④	前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注3・6）	人
	⑤	②から④の和	人
	⑥	①に占める⑤の割合	%
			→ 50%以上 → 30%以上 (人員配置区分2, 3) → 20%以上 (人員配置区分5のみ)
③ ターミナルケアの実施状況	①	前3月間の入院患者延日数	日
	②	前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日
	③	①に占める②の割合（注7）	%
			→ 10%以上 → 5%以上 (人員配置区分2, 3, 5)
④	生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施		有・無
⑤	地域に貢献する活動の実施		有・無

注1：・人員配置区分1、4を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。
・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。
・人員配置区分5を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が20%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注2：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注3：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注4：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。

注5：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。

注6：自ら実施する者は除く。

注7：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1） 2 介護療養型医療施設（療養型、看護6:1、介護5:1） 3 介護療養型医療施設（療養型、看護6:1、介護6:1） 4 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型経過型、看護6:1、介護4:1） 5 介護療養型医療施設（療養型経過型、看護8:1、介護4:1） 6 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1） 7 介護療養型医療施設（診療所型、看護・介護3:1） 8 介護療養型医療施設（（ユニット型）認知症患者型、看護3:1、介護6:1） 9 介護療養型医療施設（（ユニット型）認知症患者型、看護4:1、介護4:1） 10 介護療養型医療施設（認知症患者型、看護4:1、介護5:1） 11 介護療養型医療施設（認知症患者型、看護4:1、介護6:1） 12 介護療養型医療施設（認知症患者型経過型、看護5:1、介護6:1）

4 介護療養型医療施設（療養型、療養型経過型、診療所型）に係る届出内容

(医療処置の実施状況)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注1・2）	人
③	①のうち、経管栄養を実施した入院患者等の総数（注1・3）	人
④	②と③の和	人
⑤	①に占める④の割合（注4）	%

(重度者の割合)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、日常生活自立度のランクMIに該当する入院患者等の総数	人
③	①に占める②の割合（注5）	%

「医療処置の実施状況」における⑤の割合が15%以上、又は「重度者の割合」における③の割合が20%以上 → 有・無

5 介護療養型医療施設（認知症患者型、認知症患者型経過型）に係る届出内容

(医療処置の実施状況)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注1・2）	人
③	①のうち、経管栄養を実施した入院患者等の総数（注1・3）	人
④	②と③の和	人
⑤	①に占める④の割合（注4）	%

(重度者の割合)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、日常生活自立度のランクIV又はMIに該当する入院患者等の総数	人
③	①に占める②の割合（注5）	%

「医療処置の実施状況」における⑤の割合が15%以上、又は「重度者の割合」における③の割合が25%以上 → 有・無

注1：②及び③のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。
 注2：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。
 注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。
 注4：診療所の場合は、①に占める④の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。
 注5：診療所の場合は、①に占める③の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。
 ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（I型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 I型介護医療院サービス費Ⅰ（ユニット型）I型療養床、看護6:1、介護4:1（併設型小規模介護医療院） 2 I型介護医療院サービス費Ⅱ（ユニット型）I型療養床、看護6:1、介護4:1（併設型小規模介護医療院） 3 I型介護医療院サービス費Ⅲ（I型療養床、看護6:1、介護5:1）

4 介護医療院（I型）に係る届出内容			
① 重度者の割合	① 前3月間の入所者等の総数	人	→ 50%以上 (人員配置区分1~3) 有・無
	② ①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数(注1)	人	
	③ ①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数(注1)	人	
	④ ②と③の和	人	
	⑤ ①に占める④の割合	%	
② 医療処置の実施状況	① 前3月間の入所者等の総数	人	→ 50%以上 (人員配置区分1のみ) → 30%以上 (人員配置区分2, 3) 有・無
	② 前3月間の喀痰吸引を実施した入所者等の総数(注2・3)	人	
	③ 前3月間の経管栄養を実施した入所者等の総数(注2・4)	人	
	④ 前3月間のインスリン注射を実施した入所者等の総数(注2・5)	人	
	⑤ ②から④の和	人	
	⑥ ①に占める⑤の割合	%	
③ ターミナルケアの実施状況	① 前3月間の入所者延日数	日	→ 10%以上 (人員配置区分1のみ) → 5%以上 (人員配置区分2, 3) 有・無
	② 前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日	
	③ ①に占める②の割合	%	
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施		有・無	
⑤ 地域に貢献する活動の実施 (平成30年度中に限り、平成31年度中において実施する見込み)		有・無	

注1：・人員配置区分1を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。
・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注1：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。

注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。

注5：自ら実施する者は除く。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（Ⅱ型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅰ（ユニット型）Ⅱ型療養床、看護6:1、介護4:1）（併設型小規模介護医療院） 2 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅱ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護5:1） 3 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅲ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護6:1）

4 介護医療院（Ⅱ型療養床）に係る届出内容																															
<p>(医療処置の実施状況)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前3月間の入所者等の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①に占める②の割合（注4）</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①に占める④の割合（注5）</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>(重度者の割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前3月間の入所者等の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>②と③の和</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①に占める④の割合（注6）</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>「医療処置の実施状況」における③の割合が20%以上、⑤の割合が25%以上、「重度者の割合」における⑤の割合が15%以上のいずれかを満たす → 有・無</p>		①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人	③	①に占める②の割合（注4）	%	④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	⑤	①に占める④の割合（注5）	%	①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人	③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人	④	②と③の和	人	⑤	①に占める④の割合（注6）	%
①	前3月間の入所者等の総数	人																													
②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人																													
③	①に占める②の割合（注4）	%																													
④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人																													
⑤	①に占める④の割合（注5）	%																													
①	前3月間の入所者等の総数	人																													
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人																													
③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人																													
④	②と③の和	人																													
⑤	①に占める④の割合（注6）	%																													
ターミナルケアの実施体制	有・無																														

注1：②及び③のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。
注2：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。
注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。
注4：小規模介護医療院の場合は、①に占める②の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
注5：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
注6：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設等の区分	1 訪問看護事業所（訪問看護ステーション） 2 訪問看護事業所（病院又は診療所）

連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
事業所名	事業所番号

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
<p>(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。</p> <p>連絡方法</p> <div data-bbox="261 622 1190 730" style="border: 1px solid black; height: 48px;"></div>		有・無			
			<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。</p>	有・無	
			<p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。</p> <div data-bbox="261 969 1190 1050" style="border: 1px solid black; display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;">実施予定年月日年 月 日</div>	有・無	

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

日常生活継続支援加算に関する届出書
(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	1 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 2 日常生活継続支援加算(Ⅱ)

5 入所者の状況及び介護福祉士の状況	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)				
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	→	①に占める②の割合が70%以上
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	→	①に占める③の割合が65%以上
	④	入所者総数	人		
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	→	④に占める⑤の割合が15%以上
	介護福祉士の割合				
	介護福祉士数	常勤換算	人	→	介護福祉士数：入所者数が1：6以上
					有・無

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

備考2 ①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月(前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	1 日常生活継続支援加算（Ⅰ） 2 日常生活継続支援加算（Ⅱ）

5 入所者の状況及び介護福祉士の状況	入所者の状況 （下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。）																		
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前6月又は前12月の新規新規入所者の総数</td> <td>人</td> <td rowspan="5"> ①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上 </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>入所者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数</td> <td>人</td> <td>④に占める⑤の割合が15%以上</td> </tr> </table>	①			前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人	①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	④	入所者総数	人	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人
①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人	①に占める②の割合が70%以上 ①に占める③の割合が65%以上																
②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人																	
③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人																	
④	入所者総数	人																	
⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人		④に占める⑤の割合が15%以上															
介護福祉士の割合																			
	<table border="1"> <tr> <td>介護福祉士数</td> <td>常勤換算</td> <td>人</td> <td>介護福祉士数：入所者数が1：7以上</td> </tr> </table>	介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：7以上	有・無	有・無												
介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：7以上																
6 テクノロジーの使用状況	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のi～iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 （導入機器）																		
	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> </tr> </table>	名称				製造事業者		用途		有・無	有・無								
名称																			
製造事業者																			
用途																			
② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施																			
③ ②のiの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認				有・無															
④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施				有・無															

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載すること。

備考3 6②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 移行支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者数	人	→ 5%超	有・無
	② ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数(注1)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	→ 25%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注2)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注2：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 移行支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数(注1)	人	→ 3%超	有・無
	② ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数(注2)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	→ 27%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注3)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注2：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

ADL維持等加算に係る届出書（（地域密着型）通所介護事業所）

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 通所介護事業所 2 地域密着型通所介護事業所
4 届出項目	1 ADL維持等加算

5 届出内容					
(1) 評価対象者数	①	評価対象期間（注1）に連続して6月以上利用した期間（注2）（評価対象利用期間）のある要介護者（注3）の数	人	→ 20人以上	該当 非該当
(2) 重度者の割合	②	①のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4または5である者の数	人	→ 15%以上	該当 非該当
	③	①に占める②の割合	%		
(3) 直近12月以内に認定を受けた者の割合	④	①のうち、評価対象利用開始月の時点で初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内である者の数	人	→ 15%以下	該当 非該当
	⑤	①に占める④の割合	%		
(4) 評価報告者の割合	⑥	①のうち、評価対象利用開始月と当該月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定し、その結果を報告している者の数	人	→ 90%以上	該当 非該当
	⑦	①に占める⑥の割合	%		
(5) ADL利得の状況	⑧	⑥の要件を満たす者のうちADL利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のADL利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したもの		→ 0以上	該当 非該当

注1：加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。

注2：複数ある場合には最初の月が最も早いもの。

注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。

注4：評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値。

注5：端数切り上げ。

入居継続支援加算に関する届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護
4 届出区分	1 入居継続支援加算(Ⅰ) 2 入居継続支援加算(Ⅱ)

4 入居継続支援加算(Ⅰ)に係る届出			
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		有・無
	① 入居者(要介護)総数	人	
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が15%以上	
	介護福祉士の割合		
介護福祉士数	常勤換算	人 → 介護福祉士数：入所者数が1：6以上	有・無

5 入居継続支援加算(Ⅱ)に係る届出			
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		有・無
	① 入居者(要介護)総数	人	
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が5%以上	
	介護福祉士の割合		
介護福祉士数	常勤換算	人 → 介護福祉士数：入所者数が1：6以上	有・無

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

1 事業所名									
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了								
3 施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護								
4 届出区分	1 入居継続支援加算（Ⅰ） 2 入居継続支援加算（Ⅱ）								
5-1 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出									
入居者の状況及び介護福祉士の状況	入居者の状況		有・無						
	① 入居者（要介護）総数	人							
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が15%以上							
介護福祉士の割合		有・無							
介護福祉士数	常勤換算	人 → 介護福祉士数：入所者数が1：7以上							
5-2 入居継続支援加算（Ⅱ）に係る届出									
入居者の状況及び介護福祉士の状況	入居者の状況		有・無						
	① 入居者（要介護）総数	人							
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が5%以上							
介護福祉士の割合		有・無							
介護福祉士数	常勤換算	人 → 介護福祉士数：入所者数が1：7以上							
5 テクノロジーの使用状況	<p>以下の①から④の取組をすべて実施していること。</p> <p>① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のi～iiiの項目の機器を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 <p>(導入機器)</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td></td></tr> <tr><td>製造事業者</td><td></td></tr> <tr><td>用途</td><td></td></tr> </table> <p>② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 <p>③ ②のiの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認</p> <p>④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施</p>		名称		製造事業者		用途		<p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p> <p>有・無</p>
名称									
製造事業者									
用途									

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

(別紙21)

配置医師緊急時対応加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設

配置医師緊急時対応加算に関する届出内容

配置医師名

連携する協力医療機関

協力医療機関名	医療機関コード

① 看護体制加算(Ⅱ)を算定している。	有・無
② 入所者に対する注意事項や病状等の情報共有並びに、曜日や時間帯ごとの配置医師又は協力医療機関との連絡方法や診察を依頼するタイミング等について、配置医師又は協力医療機関と施設の間で具体的な取り決めがなされている。	有・無
③ 複数名の配置医師を置いている、若しくは配置医と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している。	有・無
④ ②及び③の内容について届出を行っている。	有・無

備考1 配置医師については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002)別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について」に記載された配置医師を記載してください。

備考2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設 3 短期入所生活介護

以下について、該当する届出項目における必要事項を記載すること。

配置要件① 最低基準に加えて配置する人員が「0.9人配置」

① 入所（利用）者数
 人

② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数
 人

③ ①に占める②の割合
 % → 10%以上 有・無

④ 導入機器

名称	
製造事業者	
用途	

⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上） 有・無

⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット・介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等 有・無

配置要件② 最低基準に加えて配置する人員が「0.6人配置」

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用 有・無

② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 有・無

③ 導入機器

名称	
製造事業者	
用途	

④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施

- i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置 有・無
- ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 有・無
- iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） 有・無
- iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 有・無
- v 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 有・無

⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認 有・無

備考1 配置要件②については、要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 配置要件②の④ i の委員会には、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

備考3 テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員配置基準（従来型）を適用する場合は、当該加算の配置要件②の「0.6人配置」を「0.8人配置」に読み替えるものとする。

褥瘡マネジメントに関する届出書

1 事業所名																					
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了																				
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 看護小規模多機能型居宅介護																				
4 褥瘡マネジメントの状況	褥瘡マネジメントに関わる者 <table border="1"><thead><tr><th>職 種</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>医 師</td><td></td></tr><tr><td>歯科医師</td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td></tr><tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職 種	氏 名	医 師		歯科医師		看 護 師		管 理 栄 養 士		介護支援専門員									
職 種	氏 名																				
医 師																					
歯科医師																					
看 護 師																					
管 理 栄 養 士																					
介護支援専門員																					

※ 「褥瘡マネジメントに関わる者」には、共同で褥瘡ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

介護医療院における重度認知症患者療養体制加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 届出項目	1 重度認知症患者療養体制加算 (I)	2 重度認知症患者療養体制加算 (II)

4 重度認知症患者療養体制加算 (I) に係る届出					
① 体制	① 看護職員の数、常勤換算方法で、4:1以上であること (注1)		→ 1人以上 → 1人以上	有・無 有・無 有・無	
	② 専任の精神保健福祉士の数 (注2)	人			
	③ 専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数	人			
② 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の数	人	→ 100%	有・無	
	② ①のうち、認知症の者の数 (注3)	人			
	③ ①に占める②の割合	%			
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数 (注3)	人	→ 50%以上	有・無	
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb以上に該当する者の延入所者数	人			
	⑥ ④に占める⑤の割合	%			
③ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有・無	
④ 身体拘束廃止未実施減算		前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」 有・無
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無	
5 重度認知症患者療養体制加算 (II) に係る届出					
① 体制	① 看護職員の数、常勤換算方法で、4:1以上であること		→ 1人以上 → 1人以上	有・無 有・無 有・無	
	② 専従の精神保健福祉士の数 (注2)	人			
	③ 専従の作業療法士の総数	人			
② 床面積60m ² 以上の生活機能回復訓練室の有無 (注4)				有・無	
③ 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の総数	人	→ 100%	有・無	
	② ①のうち、認知症の者の数 (注3)	人			
	③ ①に占める②の割合	%			
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数 (注3)	人	→ 50%以上	有・無	
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数	人			
	⑥ ④に占める⑤の割合	%			
④ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有・無	
⑤ 身体拘束廃止未実施減算		前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」 有・無
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無	

注1：看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは、1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を6をもって除した数（その数が1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

注2：精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。

注3：認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMSE（Mini Mental State Examination）において23点以下の者又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。

注4：生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。

介護療養型医療施設の移行に係る届出

1 事業所名	
2 所在地	

3 許可病床数

一般病床	療養病床	(うち) 介護療養 病床	精神病床	感染症病床	結核病床	全体
床	床	床	床	床	床	床

4 移行計画

		現在の介護療養型医療施設に係る届出病床数	令和4年4月1日の予定病床数	令和5年4月1日の予定病床数	令和6年4月1日の予定病床数
介護保険	介護療養病床	床	床	床	
	老人性認知症疾患療養病棟	床	床	床	
	介護医療院		床	床	床
	介護老人保健施設		床	床	床
	介護老人福祉施設		床	床	床
	その他の介護施設		床	床	床
医療保険	医療療養病床		床	床	床
	一般病床		床	床	床
	精神病床		床	床	床
	その他の病床		床	床	床
病床廃止 (上記のいずれにも転換しない)			床	床	床
未定			床	床	
合計病床数		床	床	床	床

5 補助金の使用予定

地域医療介護総合確保基金	1あり	2なし	3未定
病床転換助成事業	1あり	2なし	3未定
その他使用予定補助金 ()			

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

市町村長 殿

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別				法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
事業所・施設 の状況	主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所 で一部実施する場合の出張所等の 所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市				
届出を行う事業所・施設 の種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
介護保険事業所番号						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別添のとおり				

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

〔 サービス提供体制強化加算に関する届出書
(通所型サービス) 〕

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は ①に占める③の割合が25%以上		有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の 総数(常勤換算)	人		

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常 勤換算)	人	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。